

住所変更用  
住民票請求用

記載例

# 委任状

(宛先)静岡市 区長

記入日

2020年 3月 9日

委任者	住所	(住民異動届出の前の住所) <b>静岡市葵区追手町5番1号</b>		
	氏名(署名)	<b>静岡太郎</b>	電話番号	[平日の昼間に連絡がとれる電話番号]
	生年月日	明大 西暦 45年 5月 8日 昭平	000-0000-0000	

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住所	<b>静岡市駿河区南八幡町10番40号</b>		
	氏名	<b>静岡花子</b>	委任者との関係	<b>弟の妻</b>

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

## 委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

- 住所の異動手続きに関すること
  - 住所変更届 (転入、転居、転出等)
  - 世帯変更届 (世帯合併・分離、世帯主変更、続柄変更等)
  - その他 ( )
- 異動後の住民票(除票)の写しの交付請求及び受領に関すること
  - 住民票(除票)の写し 世帯全員 1 通  
個人 \_\_\_\_\_ 通 (氏名 \_\_\_\_\_)

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

- 世帯主・続柄
- 本籍・筆頭者 (日本人)
- 国籍・地域 (外国人)
- 在留情報 (外国人)
- ※マイナンバー (個人番号) [利用目的: \_\_\_\_\_]
- ※住民票コード [利用目的: \_\_\_\_\_]

※マイナンバー (個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ  郵送 (転送不可) します。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第159条、第161条)

※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。

【問合せ】静岡市各区戸籍住民課/葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126

委任者が、すべての項目を記入してください。

(消えるボールペン・鉛筆、修正液等は使用しないでください。)

# 委任状

(宛先)静岡市 区長

記入日

年 月 日

委任者	住所	(住民異動届出の前の住所)		
	氏名(署名)		電話番 号	(平日の昼間に連絡が とれる電話番号)
	生年月日	明 大 昭 平 西暦	年 月 日	- -

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 (窓口に来る人)	住所		
	氏名	委任者 との関係	

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

## 委任事項

《委任する事項の□にレ点等を記入》

- 住所の異動手続きに関すること
  - 住所変更届 (転入、転居、転出等)
  - 世帯変更届 (世帯合併・分離、世帯主変更、続柄変更等)
  - その他 ( )
- 異動後の住民票(除票)の写しの交付請求及び受領に関すること
  - 住民票(除票)の写し 世帯全員\_\_\_\_\_通  
個人\_\_\_\_\_通 (氏名\_\_\_\_\_)

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

- 世帯主・続柄
- 本籍・筆頭者 (日本人)
- 国籍・地域 (外国人)
- 在留情報 (外国人)
- ※マイナンバー (個人番号) [利用目的: \_\_\_\_\_]
- ※住民票コード [利用目的: \_\_\_\_\_]

※マイナンバー (個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ  郵送 (転送不可) します。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第 159 条、第 161 条)

※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。

【問合せ】 静岡市各区戸籍住民課 / 葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126

委任者が、すべての項目を記入してください。

(消えるボールペン・鉛筆、修正液等は使用しないでください。)